

平成 29 年 9 月 26 日  
東北経済産業局

## 「会津山塩」地域団体商標登録へ ～東北地域の地域団体商標は 48 件に！～

特許庁は、福島県の『会津山塩』（出願人：会津山塩企業組合）を登録査定※しましたのでお知らせします。

全国でこれまで 627 件の登録査定があり、今後、本件が登録となった場合、東北地域の地域団体商標の登録件数は 48 件となります。

※登録査定の通知を受領した後、30 日以内に登録料(28,200 円/区分)を特許庁に納付することにより、商標権の設定登録が行われ、登録日から 10 年間効力が続きます(更新も可能)。

### 1. 登録査定

都道府県：福島県

商標(よみがな)：会津山塩(あいづやまじお)

出願人：会津山塩企業組合

### 2. その他

平成29年9月26日(火曜日)特許庁ウェブサイトにて公表

#### 【参考1】地域団体商標について

地域ブランドを適切に保護することにより、信用力の維持による競争力の強化と地域経済の活性化を支援することを目的に、地域の事業協同組合や農業協同組合等の「地名+商品(サービス)名」からなる商標について、特定の要件を満たした場合に登録を認める制度です。

#### 【参考2】地域団体商標に関する情報について

特許庁ホームページ(地域団体商標制度)をご参照下さい。

〔主な掲載内容〕○地域団体商標登録紹介

○地域団体商標出願・登録状況等

URL：[http://www.jpo.go.jp/tonikumi/t\\_torikumi/t\\_dantai\\_syouhyou.htm](http://www.jpo.go.jp/tonikumi/t_torikumi/t_dantai_syouhyou.htm)

(本発表資料のお問い合わせ先)

東北経済産業局地域経済部産業技術課知的財産室長 山口竜三

担当者：林

電話：022-221-4819 (直通)

## 「会津山塩」 (あいづやまじお) について

出願番号 : 2016-019773

出願日 : 平成 28 年 2 月 24 日

出願人 : 会津山塩企業組合  
(福島県耶麻郡北塩原村大字大塩字上六郎屋敷 2160 番地)

指定商品・役務 : 福島県耶麻郡北塩原村の大塩裏磐梯温泉地区の温泉水を煮詰めて製造した食塩 (第 30 類)

特長 : 弘仁年間 (810~824) のこと、この地を訪れた弘法大師 (空海) が老婆の家に泊まりました。山深い里で、塩がないため難儀している様子をあわれんだ大師は、護摩を焚き何事かを一心に願い込むのでした。すると 17 日目、ついに岩が割れ塩泉が湧き出しました。——新編会津風土記より——

村ではやがて塩作りが盛んになり、江戸時代には会津藩に納め、明治期には皇室にも献上された記録が残っています。

宝の山・磐梯山のふもとにある大塩裏磐梯温泉は、「グリーンタフ」と呼ばれる地層に閉じ込められた太古の海水が、高温の地下水に溶け出して源泉になったものです。長い年月で、その海水成分は変質を余儀なくされ、はからずも海水に比べ塩素イオンが少なく硫酸イオンが多い、特殊な泉質になりました。この温泉水を煮詰めて「山塩」を作るわけですが、当然海水をじかに結晶化する「海塩」とは、風味がまったく違うものになりました。



(文章及び写真引用 : 会津山塩企業組合 HP より <http://aizu-yamajio.com/>)